

## 原子力事業者防災業務計画の要旨について

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下「専攻」という。）の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき令和元年11月15日付けで修正を行いましたので、同条第3項の規定に基づきその要旨を公表いたします。

### 1. 概要

以下の原災法関連規則等の改正に伴い、専攻原子力事業者防災業務計画について修正を行った。

- 1) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
- 2) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令
- 3) 工業標準化法（JIS法）

### 2. 主な修正の内容

- 1) 周辺住民に対する平常時の広報活動を明記
- 2) 適切な間隔での継続した通報連絡を明記
- 3) 電離放射線障害防止規則第7条の2第2項への対応を明記
- 4) 緊急時活動レベル（EAL）の見直し
- 5) 規則等の改正（印影及び個人情報の省略等）に伴う通報様式の変更
- 6) その他（表記の適正化、誤植の訂正）

### 3. 修正日

令和元年11月15日